

## 青年就農給付金（経営開始型）

新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで最長 5 年間、年間最大 150 万円を給付します。

また、以下の給付要件に適合していても必ずしも交付されるものでなく、経営開始計画の内容や面接等の審査により給付対象者を決定します。

なお、対象となった方でも、次年次以降も必ずしも継続して給付を受けられるものではありません。

さらに、青年等就農計画認定を事前に受ける必要があります。

給付者の主な要件（すべて満たす必要があります）

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 45 歳未満の認定新規就農者であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
- (2) 独立・自営就農であること
  - ・自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。
  - ・農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している。（農地が親族からの貸借が過半である場合は、給付期間中に所有権移転すること）
  - ・主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。
  - ・生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷取引する。
  - ・給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
  - ・親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから 5 年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。
- (3) 青年等就農計画等※が以下の基準に適合していること
  - ・独立・自営就農 5 年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業 <農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等>も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画である。

※農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画に青年就農給付金申請追加書類を添付したもの
- (4) 人・農地プランへの位置づけ等

- ・村が作成する人・農地プランに位置付けられていること（もしくは位置付けられることが確実であること）。
  - ・または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- (5) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
  - (6) 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること
  - (7) 青年等就農計画認定事業（別紙実施要領参照）の認定を受けていること。
  - (8) 片品村青年給付金給付要件を満たしていること。

(注1) 給付対象の特例

- ・夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を給付する。
- ・複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに最大150万円を給付する。
- ・平成23年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年度目までとする。

(注2) 以下の場合には給付停止となります

- ・給付金を除いた本人の前年の所得の合計が350万円以上の場合
- ・青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと片品村が判断した場合

(注3) 以下の場合には返還の対象となります

- ・農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の給付期間中に所有権移転しなかった場合

## 申請書類

- 1 青年等就農計画等(変更)申請書 様式第1号
  - 2 青年就農給付金申請追加資料 様式第2号
- 添付書類（別添1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12）

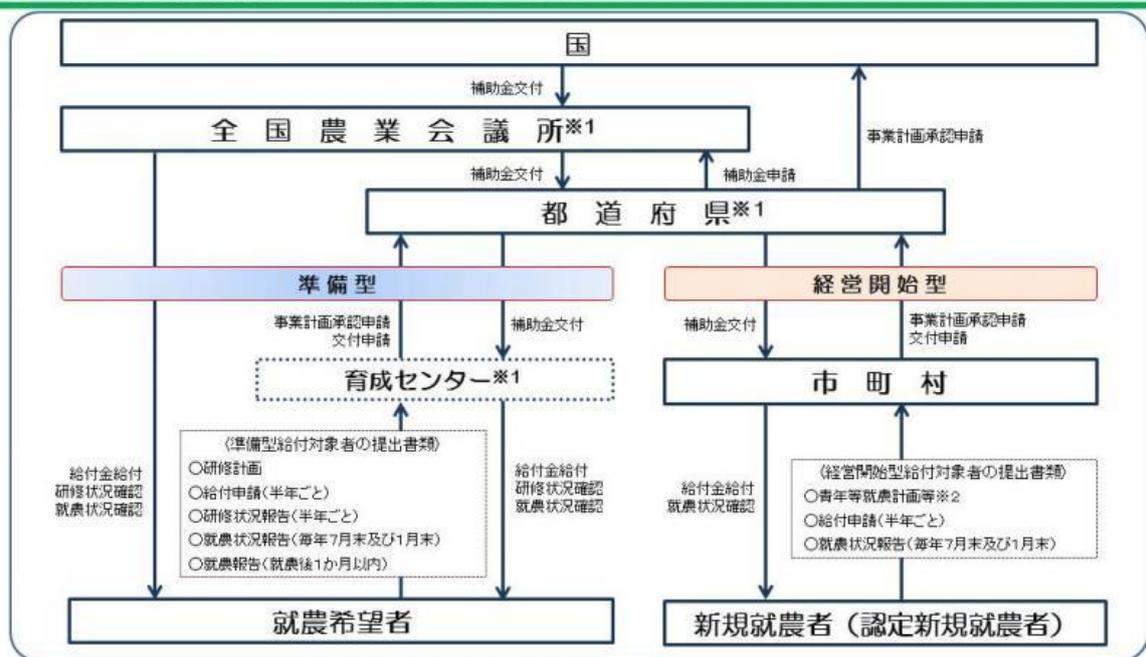
**※要件の確認等がございますので、申請様式の作成前に片品村に必ずご連絡ください。**

## お問い合わせ先・申請先

片品村役場 農林建設課農政係 電話 0278-58-2113

## 実施体制・給付の流れについて

### ○ 青年就農給付金の実施体制・手続



※1 準備型は都道府県または青年農業者等育成センターどちらかが給付する。(所在する都道府県での就農を基本としていない教育機関で研修を受ける者に対しては全国農業会議所から給付することができる。この場合、研修後の就農状況は、全国農業会議所と就農先の都道府県が協力して確認する。)

※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に青年就農給付金申請添付資料を添付したもの

※都道府県によっては、育成センター（都道府県青年農業者等育成センター）等を給付主体とする場合もあります。

※研修機関は都道府県が認めた道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等、または事業実施主体が認めた教育機関とします。